

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	鈴 木 義 英	
出席	副 会 長	田 中 均	
出席	副 会 長	高 木 治 雄	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	鈴 木 巖	
出席	委 員	佐 藤 修 康	
出席	委 員	鷺 野 孝 一	
出席	委 員	野 口 浩 孝	
出席	委 員	山 田 和 良	
出席	委 員	太 田 芳 郎	
出席	委 員	杵 江 豊	
出席	委 員	後 藤 忠 正	
出席	委 員	松 永 勇	
出席	委 員	八 木 聖	
出席	委 員	不 破 恭 一	
出席	委 員	服 部 典 雄	
欠席	委 員	横 井 芳 之	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	井戸田 敏 明	
出席	委 員	堀 田 薫	
	委 員	欠 員	
欠席	委 員	飯 田 喜美子	
出席	委 員	堀 田 爲積穂	
出席	委 員	加 藤 俊 治	
出席	委 員	鈴 木 秀 夫	
出席	委 員	加 賀 裕 二	
出席	委 員	前 野 順 子	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	神 田 俊 紀	
出席	委 員	平 野 博 吉	
出席	委 員	柴 田 隆 吉	
出席	委 員	竹 田 義 弘	
欠席	委 員	池 口 克 八	
出席	委 員	横 井 美喜夫	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 進	
出席	委 員	伊 藤 辰 雄	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	奥 田 哲 弘
課長補佐（事務担当）	鷺 尾 和 彦
主 任（事務担当）	瀧 田 崇 司

発言者	内 容
事務局長	<p>1. 開催日時 平成28年2月22日（月） 午前9時00分から午後9時25分</p> <p>2. 開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3. 出席委員（33人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（ 3人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 5 専 決 報 告</p> <p>1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出</p> <p>3. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願</p> <p>4. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>5. 現況証明願</p> <p>日程第 6 報 告</p> <p>1. 農地法第5条関係取消願</p> <p>2. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>3. 農地改良届出書</p> <p>日程第 7 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員（ 3人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 鷲尾和彦 主任 瀧田崇司 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会（午前9時00分）</p> <p>定刻となりましたので、只今より、平成28年2月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくをお願いします。</p>

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は36名中33名で、定足数に達しておりますので、只今より2月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号1番 加藤 さゆみ 委員

議席番号2番 鈴木 巖 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・5件

議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・5件

決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・・・55件

専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・・・・・・6件

2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・1件

3. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願・・・・1件

4. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・5件

5. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5件

報 告 1. 農地法第5条関係取消願・・・・・・・・・・・・・・・・1件

2. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・47件

3. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

それでは、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請 5件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番から5番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、5件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われま。尚、1番の受人は新規就農ですので、新規就農における事前審査を平成28年2月9日午前10時00分より、会長及び担当

<p>会長</p>	<p>地区農業委員の佐藤委員、後藤委員の同席をいただき、受人より新規就農について聞き取りをさせていただきました。農業に対する営農意欲及び営農計画について聞き取りをした結果、特に問題が無かった事を報告させていただきます。以上で説明を終わります。</p> <p>只今、事務局より議案第33号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請 5件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請 について審議をお願いしますが、議案番号3番について、28番 神田委員が、総会規則第17条の「議事の参与の制限」に該当しますので、まず、3番を除く議案より審議をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、愛西市内に事務所を構え、土木工事業を営んでおりますが、現在使用中の資材置場については、道路幅が狭くユニック及びダンプにて主要道路に出るには大変不便なため、今般の申請にて申請地を資材置場として利用する計画でございます。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、あま市内の賃貸アパートにて、妻・子どもの家族3人で暮らしておりますが、子どもが成長するにつれ、大変手狭になってきたことにより、今般の申請にて父所有地へ分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、歯科医院を営んでおり、順調に経営を拡大していく中で、新たな事業として、従業員を増員し、口腔ケア教室、往診治療、独居老人の送迎等を行うため、既存の駐車場のみでは大変手狭なため、今般の申請にて申請地を駐車場として利用する計画でございます。</p> <p>(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、住所地にて暮らしておりますが、建物の名義が亡父</p>

<p>会長</p>	<p>母の共有名義のため、共同相続人である弟と遺産分割協議をした結果、現住居を売却し精算することになったため、譲受人家族の住むところがなくなってしまうため、今般の申請にて申請地へ自己用住宅を建築する計画でございます。</p> <p>以上、4件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p> <p>只今、事務局より議案第34号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請 3番を除く4件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>それでは、3番の審議をお願いしますので、神田委員には退席をお願いします。</p> <p>《 神田委員 退席 》</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、農業を営んでおり、後継者の長男夫婦は現在、弥富市内にて仮住まいをしております。農家住宅敷地内に建築済みである農業用倉庫を取壊し、長男夫婦の離れを建築する予定があり、同様の倉庫が必要となったため、今般の申請にて申請地へ農業用倉庫兼車庫を建築する計画でございます。</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案番号3番につきまして説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請 3番について</p>

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

神田委員に入ってもらって下さい。

《 神田委員 着席 》

続きまして、決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番から55番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 決定第11号の農地利用集積計画につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し説明とさせていただきます。議案番号1番から55番、全体筆数は208筆、面積は236,197㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受人となって利用権設定された土地は99筆、合計114,704㎡でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受人は、15名の方々です。内容につきましては、作物はレンコン、花き、フキ、トマト、普通畑、水稻でございます。公告年月日は平成28年2月29日、契約年月日は平成28年3月1日、再設定8件、新規200件、権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より決定第11号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。

全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。

続きまして、専決報告 5件 について事務局より説明をお願いします。



事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から6番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、6件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し受理させていただきました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願 1番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・土地の利用状況・処理年月日を朗読説明) 以上、1件の確認願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し受理させていただきました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から5番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、5件の届出を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し受理させていただきました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から5番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・目的・事由・備考を朗読説明) 以上、5件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、専決報告 5件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第5条関係取消願 1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、当初目的・取消理由を朗読及び説明) 以上、1件の取消願を受付いたしました。</p>

(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から47番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し説明とさせていただきます。ページにつきましては、19ページから32ページまででございます。議案番号1番から47番、全体筆数は93筆、合計面積は131,503.82㎡でございます。円滑化団体のあいち海部農業協同組合さんが受入となっている土地で、解約された土地は、21筆、35,542.91㎡でございます。円滑化団体のあいち海部農業協同組合さん以外が受入となっている土地で、解約された土地は、72筆、95,960.91㎡でございます。以上、集計概要を報告し説明とさせていただきます。

(報告 農地改良届出書 1番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読説明) 以上、1件の届出書を受付いたしました。以上で説明を終わります。

会長

只今、報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。

(発言なし)  
宜しいでしょうか。

それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。

これをもちまして、2月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前 9時25分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成28年2月22日

会 長 日 永 熙

議事録署名者  
議席番号 1番委員 加 藤 さゆみ

議事録署名者  
議席番号 2番委員 鈴 木 巖

